

主催 京都商工会議所



経営者が知っておくべき下請法・下請振興法の改正 ～価格転嫁や取引条件の改善に向けた押さえどころ～

発注者と受注者の対等な関係に基づいて事業者間の価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が今年5月に成立し、令和8年1月1日に施行されます。本法改正により、法律名の改称他、規制内容・規制対象の追加や執行の強化、振興の充実化が行われることとなります。

本セミナーでは、本法改正による規制内容や変更点等を確認するとともに、現時点で想定される事例や留意点、価格転嫁や取引条件改善に活かす組織づくり、環境づくりのポイントを専門家がわかりやすく解説します。

◇日 時 令和7年11月5日(水) 14:00~16:00

◇会 場 京都経済センター3階 3-F 会議室 <下京区四条通室町東入>

地下鉄烏丸線(四条駅)/阪急(烏丸駅)26番出口直結 ※公共交通機関をご利用ください。

◇受講料 無料(会員・非会員問わず)

◇対 象 中小・小規模事業者

- ◇内 容
 - (1) 下請法改正の背景及び経緯
 - (2) 改正下請法(取適法)の内容
 - (3) 価格転嫁や取引条件改善に活かす組織づくり、環境づくり
 - (4) 想定される事例と留意すべき点



◇講 師 加藤 友香 氏(弁護士法人中央総合法律事務所

アソシエイト、弁護士)

10年以上の銀行での職務経験があり、銀行実務を踏まえたアドバイスが可能。その他さまざまな企業規模・業種のクライアントから、一般企業法務・会社法務を中心に幅広い法律相談・案件対応を行う。近時は、フリーランス法や下請法の相談も多く受ける。



◇参加方法 •会場参加(定員:50名)
•動画視聴(配信期間:11/12(水)~12/10(水))

~~個別相談~~

専門家に

受付終了

~~事前申込制~~

◆申込手続き◆

・参加ご希望の方はWEBサイト(下記)もしくはQRコード(右記)からお申込みください。

https://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event_124188.html

・申込締切:会場参加 11月4日(火)、動画視聴 12月9日(火)



留意事項

- ・参加証の発行は致しません。
- ・会場定員超過後のお申込みは動画視聴をご案内いたします。
- ・会場参加・動画視聴とも、録画・録音・(動画視聴における)画面キャプチャはご遠慮ください。
- ・ご記入いただいた個人情報は本事業の管理・運営、主催者の各種連絡や情報提供に利用させていただくほか、講師に参加者名簿として提供する場合があります。

<お問合せ先> 中小企業支援部 洛南ビジネスサポートデスク 牧田・中西(哲)・金加
TEL 075-611-7085